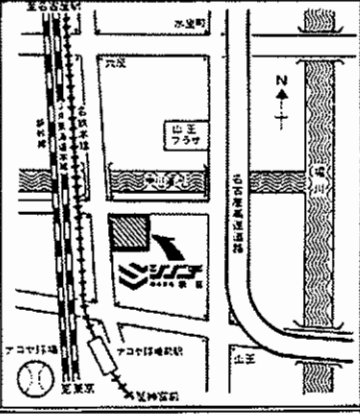


補償コンサルタント情報コミュニケーション誌

補償ミニコミ

発行日/3ヶ月毎1回 発行所/株式会社新日 名古屋市中川区山王一丁目8-28
編集者/秋山学 TEL<052>331-5356 FAX<052>331-4010



株新日

代表取締役社長に

小林 満 就任

このたびは株新日 代表取締役社長 大平四郎は取締役会長に就任し、その後任として小林 満が代表取締役社長に就任する運びとなりました。

創業以来二十一年にして社員九十名、補償コンサルタント、土木設計、建築設計、測量、都市計画、企画・開発、不動産鑑定、登記、コンピュータソフト開発等の業務を行っておりますが、新社長の就任を契機に、業務を益々充実させ、起業者の方々をはじめ皆様の御要望に対し、誠実かつ迅速にお応え出来るようこれ

まで以上に精進していく覚悟でございます。

昭和二十六年 信州大学農学部助教
昭和三十年 岐阜大学農学部助教
昭和四十年 岐阜大学農学部教授
学生部長、農学部部長、評議員
岐阜日日新聞学術賞
昭和五十五年 定年退職岐阜大学名誉教授
地域環境保全功労賞
勲三等旭日中綬章受賞
環境行政功労感謝状
平成二年度十一月
株新日
代表取締役社長に就任

用地交渉業務の受注

用地交渉業務発注の必要性が叫ばれて久しいものの、未だ起業者の大部分は、業務の特殊性及び責任範囲、発注の歩掛等の未整備から交渉業務は発注されていないのが実情のようです。

これまで、複雑難解な業務を受注した場合起業者同伴のもとに、被補償者に対し補償の考え方、補償金算定の根拠の説明等について、受注した物件調査算定業務の一環と理解してお手伝いしたことも時々ありました。起業者御担当の方々の苦勞の一端を拝見させていただき、ある意味で良い経験をしたことも、調査段階でのつまづ

また、業務の受注は、コンサルとして採算性を考慮した場合、交渉業務の間がどれだけ必要であるのか、あらかじめ見積もる事が困難であり、積極的な受注態勢をとることはなかなか出来ません。

現在、一部起業者からは、実際に調査算定業務に用地交渉業務を抱き合わせで受注することがあります。しかし、用地交渉業務の実施については、対相手方の人間性に大きく影響を受けることから、用地交渉には出向くものの契約金額の許容範囲の判断は実際には困難であり、子供の使い走りの作業、または起業者に同行していただかなければならず、用地交渉業務として充分な機能を果たしえないのが実際のところと見えます。

注されている現在、用地交渉業務の発注及び受注に必要な業務の内容・歩掛を明確に定め、そのシ

採石山の補償

トンネル建設事業に伴って、採石権等の一部が支障するとともに、採石山の営業は発破作業を伴うことから、一定の距離距離(保安距離)を確保する必要があり、権利等の制限の補償が必要となります。

採石権等に係る補償は、損失補償基準第二章第三節第二一条(鉱業権・租鉱権又は採石権の消滅に係る補償)の規定及び細則第八、ホスコルド公式の採用による採石権自体の評価は、実務的にはそれほど困難な問題とはなりません。

一、鉱区が制限され採石が短縮化する損失。
二、採石による騒音、振動、水汚濁、日照障害等に関する補償。
三、採石による地盤沈下、地割れ、傾斜崩壊等に関する補償。
四、採石による騒音、振動、水汚濁、日照障害等に関する補償。

また、採石後の将来、採石山が平地となり、採石事業が一種の宅地造成事業と考えることが出来、平地としての価値を生み出すことが出来なくなるの考え方があります。確かに、都市近郊における採石山にあっては、採石事業による収益よりは、造成後の宅地の利用を目的としている事業者も存在しているが、必ずしも全ての採石事業者に適用出来るものではなく、何十年の先に平地となる可能性に対する損失をすべて補償の対象とすることは問題があると考えられます。

採石山の補償業務は、現在進行中の業務であり前記損失等について悪戦苦闘の真最中ですが、諸

建設工事被害(1)

昭和四十年代にかけて、公害に対する国民の関心は、各種の公害訴訟に端を発し大きくクローズアップされ工事騒音及び振動規制法の制定等、建設事業に対しても様々な問題を投げました。

最近では地球規模的環境汚染が話題となり、建設事業に起因して発生する騒音、振動、水汚濁、電波障害、日照障害等に関する補償は、一見鎮静化傾向の感がありますが、現実には、これらは増加の一途を辿り、むしろ一般化、定着化し、建設事業の抱える問題として避けられなくなりつつあります。

建設事業の推進にあたって、価値感の多様化、権利意識の高揚等により、事業に対する地域住民のコンセンサスを得ることは至難の業といえ、住民のわがままな自己主張がまかり通る風潮は嘆かわしくも思います。

建設事業の推進にあたって、価値感の多様化、権利意識の高揚等により、事業に対する地域住民のコンセンサスを得ることは至難の業といえ、住民のわがままな自己主張がまかり通る風潮は嘆かわしくも思います。しかしこの風潮は以前からの建設事業、特に公共事業では、公共という錦の御旗のもとに、被害に對して住民は我慢を強要された、いわばお上御免の時代があったことを見逃すことは出来ません。わがままな主張が悪しき時代のつげと理解する時、この住民のわがままを強し悪しき風潮と無視することは出来ません。むしろ事業の発注者及び

